

令和元年塩尻市議会 9 月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 令和元年9月19日（木） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 8 号 平成30年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第 9 号 平成30年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第19号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第20号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第21号 塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

議案第26号 塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

議案第27号 塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について

議案第28号 市道路線の認定について

議案第29号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○出席委員・議員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君	議長	丸山 寿子 君

○欠席委員

委員 永井 泰仁 君

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長	横山 文明 君	議会事務次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

午前9時58分 開会

○委員長 それでは皆さん、おはようございます。2日目であります。1分ほど早いですが、おそろいなので

昨日に引き続いて9月定例会の産業建設委員会を開会をさせていただきます。なお、本日市内視察を予定をしております。よって、きょうの日程的におおむね午後2時ころには上げたいというような想定をこちらでしておりますので、議事進行に御協力をお願いをしたいと思います。なお、これは皆様の発言、それを抑制、制限するという意図ではありませんので、あらかじめお断り申し上げながらよろしく御協力をお願いをしたいと思います。

議案第8号 平成30年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 それでは、議案第8号平成30年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。この説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊水道3会計の決算書53ページをお開きいただきたいと思います。塩尻市下水道事業会計決算、1の概要につきましてでございますが、本会議で部長から説明がありましたので省略をさせていただきます。

56ページ、おめくりいただきたいと思います。2の議会議決事項等になりますが、平成30年度に行われた議会議決事項と報告事項などを記載してございます。

続きまして57、58ページをお願いいたします。ここでは職員に関する事項と(6)その他に他会計の補助金等に係る特定収入の使途を記載してございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。2、工事になります。建設改良費で施工した83件、3億6,869万円余の工事概況とその一覧表を59ページから63ページまで記載してございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。3、業務になりますが、初めに(1)業務量、ア、下水道事業でございます。上から4段目の平成30年度水洗化人口でございますが、5万9,115人、前年度と比べまして361人の減となっております。次に、そこから4つ下の水洗化率でございます。97.6%で、前年度と比較しますと0.2ポイントの減となっております。その下の表になります。イ、有収水量でございますが、塩尻市浄化センター、楢川浄化センター、小野水処理センターの3処理施設の合計をいたしました上に黒ポツがありますが、黒ポツ、処理場計の平成30年度の年間処理水量でございます。803万6,976立方メートルで、前年度と比較しまして20万1,686立方メートル、2.6%の増となっております。続いてその下の平成30年度年間有収水量でございますが、644万9,110立方メートルで、前年度と比べまして3万6,393立方メートル、0.6%の増となっております。その下、有収率につきましては80.2%となっております、前年度と比較しまして1.6ポイントの減となっております。

続きまして、65ページをお願いします。ここでは污水管及び雨水管の延長状況が記載してございます。

67ページをお願いいたします。4、会計になりますが、重要契約の要旨として契約金額1,000万円以上の工事契約14件と、68、69ページには契約金額200万円以上の委託契約25件の明細を記載してございます。

70ページをおめくりいただきたいと思います。企業債の概況でございます。まず、アの借入状況につきまして、建設改良費の財源として借り入れた平成29年度繰越借入分1件の1億3,860万円、この表の一番上になりますが、それとその下の現年度分2件、合わせまして2億7,730万円、そこからまた2件ですが、利用者の負担の平準化を図るため借り入れた資本費平準化債2件分、合計3億5,000万円を合わせました総合計、

一番左側に記載がございますが、総額7億6,590万円の借り入れをしております。

その下の表になります。イの償還状況です。借入総件数380件のうち償還した元金は348件、14億9,555万7,000円余、支払利息は374件、3億4,723万1,000円余を合わせた右の合計18億4,278万8,000円余の償還をしております。本年度の償還と新たな借り入れを含めまして、30年度末の未償還残高は企業債と平準化債を合わせまして189億6,040万円余となっております、前の年と比べまして7億2,965万円余の減となっております。

続きまして、ページ飛びまして87ページをお願いいたします。3、収益費用明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。

まず収益の部、1款1項1目下水道使用料の15億4,899万5,000円余につきましては現年度分下水道使用料で、前年度と比べ1,554万9,000円余、1.0%の増となりました。また、下水道使用料の算定となりました有収水量でございますが、644万9,110立方メートルで、前年度と比べ3万6,393立方メートル、0.6%の増となっております。現年度収納率につきましては98.2%で、前年度と同率でありました。

次にその下、2目他会計負担金の4億5,076万2,000円につきましては、総務省の繰出基準による一般会計からの繰入金でございます、後ほど説明をいたします資本的収入の他会計負担金と合わせますと8億円となっております。

続きまして、88ページをお願いします。5目長期前受金戻入の7億6,091万2,000円余につきましては、過去において建設工事に伴い、その財源として交付された補助金負担金について減価償却に見合い分を順次収益化しているものでございまして、伝票上で振替処理を行うもので、実際の現金収入は伴わないものでございます。私からは以上です。

○下水道課長 では、私からは決算書89ページからの費用の部の主なものについて説明いたします。

初めに、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費20節委託料のうち2つ目の黒ポツ、管路調査業務委託料725万7,600円、こちらは角前工業団地広丘駅東地区を中心としましてカメラ調査を約2.7キロメートル実施したものであります。4つ目の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託料2,061万7,200円、こちらは公共エリア113カ所、特環エリア26カ所、合計139カ所のマンホールポンプの点検清掃を行ったものであります。続きまして下から4つ下の黒ポツ、塩尻処理区不明水調査業務440万6,400円、こちらは角前工業団地広丘駅東地区は地下水が高いことから管路の損傷が増加傾向にありまして、マンホール222カ所を目視点検しまして、マンホール内を流れる水の水質、量などを観察しまして不明水流入の多いエリアのしぼりこみを行ったものであります。

次に、23節修繕費ですが、上の黒ポツ、マンホールポンプ修繕費7件1,059万3,720円、こちらはポンプのオーバーホール、部品交換等に要した修繕費用でございます。その下の黒ポツ、管路施設修繕費1,579万7,160円、こちらは広丘地区を中心としましてカメラ調査の結果に基づき掘削を伴わない内面からの補修を51カ所行った費用でございます。

続いて、91ページをお願いいたします。2目浄化センター費20節委託料、4つ目の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料1億1,287万8,535円、こちらは脱水ケーキ5,133トンをセメント原料用として

処分を行ったものであります。その下の黒ポツ、運転管理業務委託料1億1,771万5,680円、こちらは浄化センターの運転管理を日本クリーンアセス株式会社へ委託したものであります。

次に、23節修繕費、上の黒ポツ、施設修繕費6,041万8,170円、こちらは汚泥処理設備改修工事としまして脱水機とケーキ搬出機のオーバーホールと部品交換を行ったものであります。並びに電気設備改修工事として電気設備のCVCF、インバータ部品交換等を行いました。

次に、28節動力費5,944万943円ですが、こちらは浄化センター運転のための電気料で、平成30年度は335万キロワットアワー余りを消費いたしました。

次に、29節薬品費ですが、こちら4,390万1,899円は、浄化センターの水処理、汚泥処理に用いる薬品費としまして凝集剤、脱臭剤、次亜塩素酸ソーダの購入費用であります。

続いて、3目小野水処理場費20節委託料1,901万1,247円は、北小野地区の下水道、農水を辰野町の小野水処理センターで処理を委託する維持管理費の塩尻市負担分の経費を辰野町に支払いを行ったものであります。

続いて92ページをお願いいたします。初めに4目檜川処理場費20節委託料、3つ目の黒ポツ、汚泥収集運搬業務委託料613万8,938円、こちらは檜川浄化センターで引き抜いた濃縮汚泥944キロリットルを衛生センターへ運搬する費用でございます。その下の運転管理業務委託料591万7,536円、こちらは檜川浄化センターの運転管理業務を委託し行ったものであります。私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして、93ページをお願いいたします。一番上の負担金でございます。7,203万3,000円につきましては、使用料徴収業務等に係る経費で、水道事業会計へ支払った負担金でございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。中ほどになります。10目減価償却費の14億4,528万6,000円余につきましては、有形及び無形固定資産の減価償却費でございます。その下の固定資産除却費1,240万9,000円余につきましては、30年度の建設改良工事に伴い不用となりました施設の除却費用でございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。2項1目1節企業債利息の3億4,723万1,000円余につきましては、先に説明いたしました企業債等の利息でございます。

次にその下、消費税でございます。4,425万6,000円余につきましては、30年度の消費税の納税額でございます。

続きまして、96ページをお願いいたします。4、資本的収入支出明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。

収入の部、1款1項企業債の7億6,590万円につきましては、企業債の概況で御説明いたしましたが、建設改良費の財源とする企業債と負担の平準化を図るため元金償還金の負担を繰り延べる資本費平準化債として借り入れたものでございます。

その下の他会計負担金3億4,923万8,000円につきましては、総務省の繰出基準による一般会計からの繰出金でございます。

その下の3目受益者負担金の1,614万7,000円余につきましては、新たに汚水ますを設置したことなどによって賦課いたしました受益者負担金でございます。

次にその下、国庫補助金の2億5,123万円につきましては、浄化センター第1期長寿命化事業や管路施設の長寿命化事業に係る国庫補助金でございます。私からは以上です。

○下水道課長 97ページをお願いいたします。1目公共下水道事業管渠施設費26節工事請負費、1つ目の黒ポツ、公共下水道汚水管路整備事業汚水支線工事の1億6,680万6,000円、こちらは塩尻駅北土地区画整理事業エリアを中心としまして管路を2,268メートル新設した費用でございます。その下の汚水柵改修工事941万7,600円は、大門八番町県道塩尻停車場線で県が実施いたします無電柱化工事に伴い、支障となる汚水ますの切り回しを行った費用でございます。また、汚水管布設替工事の3,138万4,800円は、広丘駅東地区や角前地区でテレビカメラ調査の結果を踏まえ、内面からの補修が困難な箇所をスパン単位で布設替えを実施したものであります。4つ目の黒ポツ、公共下水道雨水幹線整備事業田川左岸4号雨水幹線工事7,542万7,200円は、野村桔梗ヶ原土地区画整理予定地と周辺地籍の雨水排除を目的としまして丘中東側の田川上河原橋下流側に放流口とその上流側にボックスカルバートを70.8メートル布設した費用でございます。一番下の黒ポツ、下水道施設耐震化推進事業4,477万6,800円は、マンホール管路に耐震性の継手を68カ所設置いたしまして、高出地区が主な工事箇所となっております。

次に、35節負担金2,000万円ですが、こちらは建設事業部建設課との協定に基づき、原新田地区を初め約10路線670メートルの舗装復旧工事の負担金に充当した費用でございます。

続いて98ページをお願いいたします。3目処理場建設費20節委託料、1つ目の黒ポツ、塩尻市浄化センター第1期長寿命化事業浄化センター建設工事委託料2億6,100万円は、日本下水道事業団へ委託し、受変電設備の更新や管理棟の改修工事を実施した費用でございます。2つ目の黒ポツ、下水道施設耐震化推進事業浄化センター建設工事委託料4,100万円は、同じく日本下水道事業団へ委託し、浄化センター内の耐震化工事を実施したものであります。また、浄化センター再構築基本設計3,841万円は、日本下水道事業団へ委託し、水処理、汚泥処理施設の耐震診断を実施したものであります。3つ目の黒ポツ、下水道ストックマネジメント計画事業、この浄化センター再構築基本設計3,510万円は、日本下水道事業団へ委託し水処理汚泥処理設備で今後5年間に実施すべき内容の検討を実施したものであります。

続いて、4目小野特環処理場建設費20節委託料1,079万5,200円は、小野水処理センターのOD槽、機械棟の耐震補強工事に要した費用の塩尻市負担分を辰野町に支払ったものであります。私からは以上です。

○経営管理課長 99ページの下段になりますが、2項1目企業債償還金の14億9,555万7,000円余につきましては、企業債元金の償還金でございます。

ページお戻りいただきまして、77ページをお願いいたします。損益計算書になります。税抜きで記載してございます。1の営業収益、この合計から2の営業費用の合計を差し引きました営業損失になりますが、その列で右中ほどの一番右側になります。2億2,559万2,000円余となっております。この営業損失に3の営業外収益を加えまして4の営業外費用を差し引きました経常利益でございますが、その右側の金額1億9,459万円余となっております。

次に、この経常利益に6の特別損失を差し引いた当年度純利益は、下から4行目の金額1億9,411万円余となっております。この当年度純利益に2つ下のその他未処分利益剰余金変動額で減債積立金の取り崩しによる2億3,430万3,000円余を加えました当年度未処分利益剰余金は、一番下の4億2,841万3,000

0円余で、前年度と比較しまして2,955万7,000円余、7.4%の増となっております。

続きまして、ページ飛びまして80、81ページをお願いいたします。貸借対照表になります。まず80ページ、資産の部でございますが、資産の部の中ほど、1の固定資産合計とその下の2の流動資産合計をプラスしました一番下の資産合計でございますが、374億4,079万3,000円余で、前年度と比較しまして7億8,390万4,000円余、2.1%の減となっております。

続きまして、右側のページ上段、負債の部になります。3の固定負債の合計と4の流動負債の合計、また5の繰延収益の合計を合わせました金額負債合計になりますが、337億201万9,000円余で、前年と比べ2.8%減となっております。

次に、下段の資本の部になりますが、6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせました資本金合計は、下から2段目の37億3,877万3,000円余となり、上の負債合計と合わせた一番下の負債資産合計は資産合計と同額となっております。

ページをお戻りいただきまして、78ページをお願いいたします。下の段になりますが、4の平成30年度剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。先ほど説明いたしました当年度末処分利益剰余金4億2,841万3,634円の処分について、公営企業法の規定に基づきまして議会の議決により処分をお願いするものでございます。その処分案といたしまして、表の右側に記載のとおり、まず当年度分純利益となりました1億9,411万479円を減債積立金に積み立て、その残りの2億3,430万3,155円を自己資本金へ組み入れることについて議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから御質問あれば、お願いをいたします。

○中村努委員 基本的なことをお聞きしたいんですが、上水道の有収率というのは大体よくイメージつくのですが、下水道の処理水量と有収水量というのはどういうことなのか、確認したいと思います。

○下水道課長 まず処理水量ですけれども、こちらの浄化センターで入ってきた流量全てが処理水量ということになります。有収水量というのは、水道メーター、毎月の検針で使用料を頂戴している水量の合計になります。以上です。

○中村努委員 下水道の有収率が80%くらいですけど、あと20%というのはどういう下水になるんですか。

○下水道課長 下水道の管の地表からマンホールのすき間を通じて雨水や地下水が入ってきまして、設計指針上でも10%から20%は地下水や雨水が下水の管や処理場に入ってくるものとして想定されていて、塩尻市の事業計画では浄化センターで処理している水のうち15%は雨水・地下水が入ってくるものとして施設設計を行っておりますので、有収水量と処理水量の差というのは雨水・地下水が主なものであります。

○中村努委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 64ページの水洗化率が下がってきているけど、これはどういうことが原因なわけですか。

○下水道課長 人口が右肩上がりに増加して水洗化率もどんどん上がっていく状態であれば水洗化率は上昇していくのですが、現在水洗化率も99%ということで、ほぼ水洗化が完了している状態で余りふえなくて、さらに人口減少の時代になっていますので、0.1%相当の人口というのは人口6万人とすると60%の前後で0.1%の数字が動いてしまいますので、人口減少を反映させて、分母のところには下水道が整備された人口で分

子が下水道につないだ割合というのが水洗化率になるんですけども、人口減少が原因となるのと、あと水洗化率の向上が頭打ちになっているということが原因で、計算の結果このような形で若干低下したという計算結果になっております。

○古畑秀夫委員 人口が減少していても率そのものというのは余り変わらないような気がするけど、結局新しく家を建てたりした家で下水道へつなげていないところがあるみたいなこと。どういうことかちょっとよくわからないけど。

○下水道課長 新築されたお宅は、基本的に水洗化は前提として建てられています。農村部などで特に人口減少が進んでいるんですけど、そここのところで、人口が減っているところで、未水洗の方がふえるというわけではなくて、定住者も減っているし、水洗化している方も自然に人口も減少してきますので、水洗化したお宅が転出されたりお亡くなりになったりして減る分と、もともと市内全体で住んでいる方で転出されたりお亡くなりになったりして減少された分の割合を比較すると、下水につないだ方のほうの減少率が小さければ計算上若干小さくなってしまいます。分母については下水道が接続可能な人です。分子については既に下水道につないだ方が分子になっています。その割合が水洗化率になっています。水洗化人口も定住人口も両方減っていて、水洗化人口の減り方の割合が大きいと計算上水洗化人口が減ってしまうという結果になっております。

○古畑秀夫委員 きのうの合併浄化槽も、若干なりとも毎年毎年少しはあるよね。というのは下水道につながらないで自分のところで処理する合併浄化槽の住宅というのも何軒かあるということだね。建てている場所にもよるのかどうか、わからないけど。そういうのも関係している。

○下水道課長 浄化槽整備で補助金を交付しているのは、下水道計画や農集排の計画区域外の方に対して補助金を交付していますので、浄化槽の数がふえたからといってそちらの水洗化率のほうに数字が反映はいたしません。

○委員長 私からの要望ですが、これは数字は出す算式がはっきりしていますので、ぜひ去年の数字とことしの数字でこれを追えるはずですので、この理由だけは後ほどで結構ですので数字を確認をしていただきたいなと思います。理屈は今、古畑委員の言われるように、普通に考えてもなぜなんだろうということかと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○中村努委員 塩尻市の場合、人口は減っているけれども世帯数はふえているんですよ。だから水洗化するのは世帯ごとにやるわけだから、実際の人口で見るといいのかわからないんだけど、世帯がふえているんで、その分当然処理量はふえているわけですよ。そういう式があるからしょうがないんだろうけども、世帯として見たら、もう私は進んでいるんだろうなというふうに思いますので、またその辺教えてください。

○下水道課長 決算書の53ページをお開きいただきまして、アの業務状況のところをお伝えさせていただきます。こちらのところに前年対比があるんですけども、まず中村委員がおっしゃいましたとおり人口は減っているんですけども、計画区域内の世帯数については増加という形になっていまして、人口ベースでは今は減ってはいます。世帯がふえていますので、委員おっしゃったとおり有収水量は上がっているような状態となっております。比較ということでは、こちらの53ページの業務状況のほうに記載させていただいているところであります。水洗化率の出し方、普及率の出し方等については、国土交通省のほうでこういうふうに出しなさいということで数字の出し方が定められているので、戸数ベースではなく人数ベースでの算定ということで決算書のほうに

記載させていただいております。以上です。

○**委員長** よろしいでしょうか。それではほかにございましたら。

○**中村努委員** 起債の状況ですが、累計で先ほど残高が189億円で約7億円前年度から減っているということですが、これは計画どおり順調にこれからも起債残高というのは減っていくというふうに考えていいですか。

○**経営管理課長** 起債につきましては、償還金額を上回らない新たな起債をということで例年計画的に行っております。1年間で30年度については7億円余減らしておりますが、過去3年を見ましても、この3年間で23億円ほど減っております。今後下水道につきましてはそのような形で新たな起債は借りるんですが、元金を上回る形で返済していくという計画で進めていきたいというふうに考えております。

○**中村努委員** 塩尻市の下水道料金が県内でも高いと、こういう話で、その理由の一つとして一時期に集中して大きな起債をしたものだから、その返済が大きく影響しているという説明を受けて、私たちも市民に聞かればそういう説明をしてきたわけなんですけど、今後この起債の残高というのが順調に減っていくと水道料金との関係というのはどうなっていく見込みなんですか。

○**経営管理課長** まず下水道使用料の関係については、この後農集との統合が控えておまして、そこら辺との絡みもありまして、そういったことも見ながら、あるいは今後の下水道ビジョンに合わせた事業の展開を見ながら検討の時期を考えていくということで今、上げることも下げるとも結論は出ておりません。また水道についても今、水道ビジョンがことし始まったところでありまして、その結果を見ながら、また検討の時期を定めていきたいと考えております。以上です。

○**中村努委員** 今、農集排との合併ですかね、という話があったんですけど、大ざっぱに言って、一緒になることによって農集排の人と公共下水の人と、コスト的にどっちがどうで、どっちがどうなるという大まかな方向性、教えてください。

○**下水道課長** 農集排の統合に当たって、まず基本的に方向性を決めるときに、農集を複数の処理場施設の機械設備等を更新しながら続けていくのと管を何キロか引っ張って公共に接続するのと、どちらが安いかというような経済比較を行いまして、その検討時点の経済比較を行った時点では、贛川地区はちょっと国道の距離が離れていますので農集を単独で続けたほうが安いという計画になりますけれども、塩尻地区に存在しています農集排につきましては、農集を単独で改築更新をして続けるよりも公共につないでしまったほうが安いという経済比較に基づいて今回の農集統合の作業を進めていくところであります。

○**中村努委員** 今、農集のほうはそちらのほうコストが安くて済みますよという話で、公共のほうはそれについてどういう影響が出てきますか。

○**下水道課長** 今、農集についても水処理は処理場で行っているんですけども、汚泥については一旦衛生センターに持ち込んで、それをごみを除いた後希釈して汚水幹線に放流して、最終的に浄化センターで汚泥も処理して搬出していますので、入ってくる有機物の量というのは変わりません。入ってくる性状として、薄められた汚泥として入ってくるか通常のトイレやお勝手に流したままの汚水として流れてくるかという、そういう性状が従来とは変わってきますけれども、処理すべき汚泥の量も変わりませんし、ただ濃度が若干薄くなる関係で、流入水量については物理的に公共下水道のほうかふえるというのが予定にはなっています。

○**中村努委員** 統合すればふえるに決まっているもので、要するにコストが公共下水は上がるのか下がるのかと

いう、そういうことを聞きたいんです。

○下水道課長 農集では減りまして、公共下水道側については、流入水量としては、それは増加になりますので、その分については、公共の部分についてはコスト増とはなりません。また農集の分で減る分と公共でふえる分を両方加味した場合、トータルで考えれば全体のコストでは減少となる、そういう結果になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 今の関連ですけど、そういうふうにして公共へつなげていくっていうのは、公共下水の浄化センターの処理能力というのは、ちゃんとそれを賄える、管につないでも賄えるだけの能力というのはあるという理解でいいですか。

○下水道課長 農集接続の際に、その汚水量、浄化センターの能力検討も行いまして、可能であるという結果が出ています。具体的に申し上げますと、現在塩尻市浄化センターの処理能力は1日当たり3万7000トンあるんですけども、今、農集エリアですけども、昨年30年度の実績で1日平均約1,300トンの汚水量でしたので、実際に浄化センターの処理能力の3%程度しか農集はありませんので、浄化センターの処理能力上問題がないという結果になっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかに。よろしいですか。

それでは、ないようですので質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第8号については、可決及び認定することについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 平成30年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第9号平成30年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、同じ冊子の115ページをごらんいただきたいと思います。塩尻市農業集落排水事業会計決算でございます。1の概況につきましては本会議で部長から説明がありましたので省略をさせていただきます。

117ページをおめくりいただきたいと思います。2の議会議決事項になりますが、30年度に行われました議会議決事項と報告事項を記載してございます。

次の118ページになりますが、ここでは職員に関する事項と(6)その他に他会計補助金等に係る特定収入の使途を記載してございます。

119ページをお願いいたします。工事になります。建設改良費で施工しました3件67万円余の工事概況と

その一覧が記載してございます。

次に120ページでございます。3の業務になりますが、初めに(1)業務量、ア、農業集落排水事業でございます。上から4段目の水洗化人口でございますが、5,542人で、前年度と比較しまして51人の減となっております。その4つ下、水洗化率でございますが、92.5%で、前年度と比較をいたしますと0.1ポイントの増となりました。

続いて下の表、有収水量でございます。平成30年度の年間処理量は52万5,804立方メートルで、前年度と比較しまして6,911立方メートル、1.3%の減となりました。また、その下の年間有収水量は46万6,985立方メートルで、前年度と比べ5,324立方メートル、1.1%の減となっております。その下、有収率でございます。88.8%で、前年度と比べまして0.1ポイントの増となりました。

続きまして、122ページをお願いいたします。4、会計になります。中ほどの企業債の状況です。アの借入状況ですが、30年度の借り入れはありませんでした。

イの償還状況につきましては、償還しました元金167件2億52万6,000円余、支払利息につきましては167件4,613万4,000円余を合わせました右側、2億4,666万円余の償還をいたしました。

恐れ入りますが、この決算書の一番最終ページ、151ページをごらんいただきたいと思っております。その列で行くと真ん中よりちょっと右側に未償還残高という項目があります。その一番下になりますが、30年度末の未償還残高は20億5,570万円余となっております。前の年と比べまして2億52万円余減となりました。

続きまして、ページお戻りいただきまして138ページをお願いいたします。3、収益費用明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。

まず収益の部、1項1目農業集落排水施設使用料の1億339万7,000円余につきましては、現年度分で前年度と比べ101万円余、1.0%の減となりました。使用料算定となりました有収水量は46万6,985立方メートルで、前年度と比べ5,324立方メートル減となっております。また現年度収納率につきましては98.7%で、前年度と同率となっております。

次にその下、他会計負担金の1億9,100万2,000円につきましては、総務省の繰出基準による一般会計からの繰入金で、後ほど説明をいたします資本的収入の他会計負担金と合わせますと2億5,829万円で、前年度と比べ243万1,000円の増となりました。

続きまして、その2つ下になりますが、5目長期前受金戻入の1億2,892万6,000円余につきましては、過去において建設工事を行い、その財源として交付された補助金・負担金などについて、減価償却の見合い分を順次収益化しているものでございまして、伝票上の振替処理を行うもので、実際の現金収入は伴わないものでございます。私からは以上です。

○下水道課長 私からは費用の部、139ページからになりますけれども、主なものを説明させていただきます。

初めに1目管渠費20節委託料、上の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託料464万4,000円、こちらは塩尻地区44カ所、檜川地区17カ所、合計61カ所のマンホールポンプ場の点検清掃を行ったものであります。

次に23節修繕費、上の黒ポツ、マンホールポンプ修繕費5件638万9,280円、こちらはポンプのオーバーホール、部品交換等に要した費用でございます。

続いて2目浄化センター費20節委託料、上の黒ボツ、農業集落排水処理施設維持管理業務委託料1,749万6,000円、こちらは8カ所の農集排水処理場の運転管理を委託したものであります。その下の黒ボツ、汚泥収集運搬処理委託料1,450万8,674円、こちらは各処理場から発生した濃縮汚泥2,222キロリットルを衛生センターへ搬出した費用でございます。

決算書140ページをお願いいたします。2目浄化センター費23節修繕費546万4,800円は、本洗馬浄化センターの破砕機等を修繕した費用でございます。

同じく28節動力費1,398万7,903円は、各処理場の稼働に必要な電気料を支払ったものであります。私からは以上です。

○**経営管理課長** 6目業務費35節負担金、中ほどですが、よろしくをお願いいたします。687万9,000円につきましては、使用料徴収業務に係る経費で、水道事業会計へ支払った負担金でございます。

次のページ、141ページをお願いいたします。中ほど上段になりますが、減価償却費の2億929万5,000円余につきましては、有形固定資産の平成30年度の減価償却費でございます。

次にその下、企業債利息4,613万4,000円余につきましては、企業債の概要で説明をいたしました企業債等の利息でございます。

その下、消費税611万2,000円余につきましては、平成30年度の消費税の納税額でございます。

続きまして、143ページをお願いいたします。資本的収入支出明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。

収入の部、1款3項1目他会計負担金につきましては、総務省の繰出基準による一般会計からの繰入金でございます。私からは以上です。

○**下水道課長** では、決算書144ページですけれども、1目農業集落排水事業管渠施設費26節工事請負費67万680円は、住宅新築に伴い汚水ますを3カ所に設置したものであります。以上です。

○**経営管理課長** その下、企業債償還金になります。2億52万6,000円余につきましては、企業債元金償還金でございます。

ページお戻りいただきまして、129ページをお願いいたします。損益計算書になります。1年間の経営状況を示すものでございます。一番下から4行目の当年度純利益でございます。1年間に計上される収益から支払うべきコスト全てを差し引いた最終利益になります。6,856万4,000円余となっております。この当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は、一番下の1億2,132万9,000円余で、前年度と比べ1,391万5,000円余、13.0%の増となっております。

ページ飛びまして132ページをお願いいたします。貸借対照表になります。1年間の財政状況をあらわすものです。資産の部につきましては、中ほど1、固定資産合計と2の流動資産合計を合わせました一番下の資産合計でございますが、61億7,731万1,000円余で、前年度と比較しまして1億9,111万9,000円、3.0%の減となっております。

次に、133ページになります。上段、負債の部につきましては、3の固定負債合計と4の流動負債合計、5、繰延収益合計を合わせました負債合計につきましては49億1,762万円余となっております。その下の資本の部につきましては、6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせました資本合計は、下から2段目の12億5,

969万円余となっております、一番下の資本負債合計は資産合計と同額となっております。

ページお戻りいただきまして、130ページをお願いいたします。下の段の4、平成30年度剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。先ほど御説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億2,132万9,667円の処分につきまして議会の議決をお願いするものでございます。処分案といたしまして、右の表に記載のとおり、まず当年度純利益となりました6,856万4,782円を減債積立金に積み立て、その残りの5,276万4,885円を自己資本金へ組み入れることについて議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから、質問をどうぞ。

○中村委員 143ページの、受益者分担金ですが、たしかこれは公共の場合は、敷地面積に掛ける幾らでそれぞれ負担金が決まっていると思うんですが、農集排の場合の受益者分担金の算出方法をちょっと教えてください。

○下水道課長 農集排施設の受益者分担金の算出方法ですけれども、面積にかかわらず1件当たり7万円ということになっております。その金額についても、処理区ごとに金額がそれぞれ異なっております。以上です。

○中村努委員 これを見ますと、処理地区ごとに、随分違って、宗賀南部だと、2件で101万ということは1件当たり50万くらい。本洗馬は14万9,000円。贛川が2件ですので、1件当たり20万円。勝弦は1件で55万円と、えらい開きがあるんですが、これはそれぞれの処理区の方々、納得していらっしゃるということでいいわけですか。

○下水道課長 初めの本洗馬処理区の14万9,550円ですけれども、今回本洗馬地区は1件51万1,000円ですけれども、ここのお宅につきましては自営工事で取り出しされましたので、分担金から自営工事分を差し引いて、実質負担額、実質は55万円を負担していただいているんですけれども、負担金としては14万9,000円いただいているところです。贛川については2件で40万円で、1件当たり20万円ですけれども、こちらは檜川村当時、事業を開始するときにそれぞれの地区で住民の方に合意していただいて決まった金額でありますので、合意があったかどうかということにつきましては、もう事業を開始した時点で、地域住民の方で納得していただいた数字で設定させていただいているところです。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございましたら。よろしいですか。

○牧野直樹委員 使用料の未収金、さっき俺、下水のときに言おうと思ったんだけど、未収金って若干あるよね。資料見させてもらうと、年度内で年度ごとに0コンマ幾つずつ上がってると思うんだけど、未収金の不納欠損あるが。下水の場合は今回、9万幾ら。下水道は600幾らかな。不納欠損が。農集が9万円ばかりなんだけど、トータルすると農集の場合は今未収金が200万円ばかりあって、下水のほうは数千万円あるわけだから。この収入って言うか、滞納整理って言うか、下水は下水、水道は水道でやっているのか、向こうでやっているのか。

○経営管理課長 基本的な滞納整理につきましては、お客様センターに委託をしております。決算書ですので、水道とか下水とか農集とかっていう科目に分かれています。滞納整理は人で行いますので、たまたま振り分けの結果がここに決算状況としてあらわれているということなんです。お客様センターでお願いはしてありますが、民間ではできないことっていうのがやっぱりありますので、それについては常時連携をとって、いわゆる民間でできる最大の範囲を委託したお客様センターにやっていただいております。経営管理課としては、どうして

も払ってもらえない、給水停止等しても払ってもらえないような方については、随時連絡を出させていただいて、財産・資産があれば滞納処分の対象として進めていくと。なければ、落とすほうへ振り分けていくと。ここの取る・落とすの振り分けは、民間委託のところではできないことですので、そこは随時連携をとって進めているというところでございます。以上です。

○**牧野直樹委員** 割合、市県民税だとか固定資産税だとか、一般会計のこっちのほうの会計は差し押さえだとかすぐやると思うが。下水・水道、こっちのほうはどの程度の実績がやっているか。

○**経営管理課長** 滞納処分については、法律上、下水道使用料が私ども経営管理課の自力執行権として付与されていまして、今年度から差し押さえはやっておりますが、税のようなわけにはいきませんが、主な滞納整理は全部向こうでやっておりますので、連携をとる中で令和元年度今8件差し押さえを行いました。

それと、水道ですね。水道は民事債権になりますので、自力執行権はなくて裁判長にお願いをしなきゃいけないんですが、今1件だけ進めておりまして、債務名義といって差し押さえをする権限が今与えられたところでありまして、もう少しすれば裁判所から差し押さえが入るというような状況のものが1件あります。現状はそんなところですよ。以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**牧野直樹委員** 経営管理課長その道のプロだで、安心して任していけると思うんだけど、一応生活っていうかね、生命にも関係する、水だとか、水は特に。やりにくいと思うんだけど。安易に、いわゆる不納欠損とかあるじゃん。債権放棄になっちゃうんで、その辺をもうちょっとシビアにやっていただいて。頑張ってもらうだわ、そんな程度で。

○**委員長** 要望でよろしいですか。

○**委員長** ほかに。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** なければ、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第9号については、可決及び認定することについて、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第9号については全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

それでは、ここで10分間休憩を入れたいと思います。15分からお願いします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○**委員長** 始めさせていただきます。それでは、議案第19号。塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議題といたします。この説明を求めます。

○**建築住宅課長** それでは、議案第19号、塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、お願いいたします。議案関係資料の95ページをごらんください。議案関係資料にて、説明をさせていただきます。

1、提案理由でございますが、建築基準法の一部が令和元年6月25日に改正されることに伴い、必要な改正をするものです。

2、概要についてですが、(1)(2)につきましては、既存の建築物の用途転用の円滑化に関する制度が新たに創設されたことに伴い、許認可事務が新たに加わったことによるものです。

(1) 既存建築物について、全体計画認定制度に基づく特例の認定及び変更に係る手数料を定めるもので、これは法改正前は用途変更に伴って変更基準に適合させるための改修を一度に行う必要がありましたが、法改正に伴い、特定行政庁が改修工事の全体計画を認定することで、段階的・計画的な改修が可能となったものによるものです。

(2) 既存建築物について、一時的に他の用途に転用する許可に係る手数料を定めるもので、これは法改正前までは仮設建築物について新設する場合には基準の全部もしくは一部を適用除外する規定がありましたが、既存の建築物の用途を変更して、一時的に他の用途にする場合は、適用除外の規定がなかったものが、新設する場合と同様に一部の基準を適用除外とできるようになったことによるものです。

(3) 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い手数料を改めるものです。

3、条例の新旧対照表につきまして、ページをおめくりいただいて、96ページをお願いいたします。手数料徴収条例において、手数料の金額につきましては、別表に記載しており、別表第2が建築基準法に係る事務手数料となっております。96ページ中段から下、左側の改正案の12の項に、前のページの概要の(1)で御説明した全体計画承認の認定及び変更に係る手数料として、1件2万8,000円を、13の項に、概要の(2)で御説明した既存建築物の一時的な用途変更に係る手数料として許可期間に応じて1カ月以内のものを1件6万円、1カ月を超えるものを1件12万円として加えるものです。

続きまして、97ページをごらんください。別表第4につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律、通称エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る審査手数料を定めるもので、消費税率引き上げに伴い、表の下線部の通り、1件3万4,000円を3万5,000円に改正するものです。なお、エコまち法については、東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化や、地球温暖化に関する国民の意識の高まり等を背景に、都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進等、緑・エネルギーの面的管理・利用の促進、そして建築物の低炭素化の施策を講じることにより、都市の低炭素化を図ることを目的に制定されたもので、その施策の一つとして、市街化区域等における低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等をする者には低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとなったものです。

続きまして、97ページの一番下の行以降101ページまでの別表第5につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、通称建築物省エネ法に基づく、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定や変更などの申請に係る審査手数料を定めたもので、消費税率引き上げに伴い、下線部の通りそれぞれ1,000円増額にて改正するものです。なお、建築物省エネ法につきましては、産業運輸部門のエネルギー消費量が減少する

中、建築物部門のエネルギー消費量が著しく増加し、省エネ対策の抜本的な強化が必要となったことから、建築物のエネルギー消費性能向上を図ることを目的に制定されたもので、誘導措置として、省エネの向上に資する建築物の新築や増改築等を対象に、一定の基準に適合する場合、その計画等を所管行政庁に認定の申請ができるものとなったものです。

ただいま説明いたしました96ページから101ページまでの左側の改正案にある新たな手数料の金額につきましては、全て長野県手数料徴収条例に倣い、県と同額としているものでございます。

それでは、議案関係資料の95ページにお戻りいただきまして、一番下の段、4、条例の施行等についてですが、公布の日から施行するものです。ただし、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う改正規定については、令和元年10月1日から施行するものです。私からの説明は以上となります。御審議のほう、よろしく願います。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○中村努委員 消費税に絡んだ手数料の改訂ですけど、現行のやつは、8%で改訂されたものが今度10%で改正するのか、もとの現行の消費税はどうなっているか、教えてください。

○建築住宅課長 県のほうで、手数料を定めるにあたって、人件費とか消耗品とか交通費とか、そういったものをはじき出して、算出しまして、当初は消費税に係るものについては8%で計算したものを、10%で計算して、人件費は当然そのままなんですけど、そういった計算をした中で、そういったものについて改正するというところで、消費税の税率が上がっている部分について、10%にして計算した手数料を算出しているものでございます。

○中村努委員 現行は、8%で計算したものとということですか。

○建築住宅課長 そのとおりでございます。

○中村努委員 そうすると、プラス2%が改正案ということになると思うけど、これは四捨五入で、えらいきりがよく1,000円ずつ上がってるけど、そのパーセントが違うような気がするけど、それはどうですか。

○建築住宅課長 消費税、1,000円未満は全部切り捨てで計算してあります。

○中村努委員 切り捨て。例えば、97ページを見ると、3万4,000円だったのが、3万5,000円になってるんだけど、切り捨てだと、3万5,000円にならないような気がするんだけど。

○建築住宅課長 97ページで言いますと、3万4,000円の内訳が人件費であったり、交通費であったり、消耗品であったり、その内訳がいろいろある中で3万4,000円になっておりまして、そのうちの人件費は総額で、消費税のかかる例えば消耗品、紙だとか印刷費とか。そういったものについて、8%のものを10%として改正したときに、3万5,000円何がしとなった場合に、その1,000円以下を切り捨てたというような計算の仕方になっています。ですので、人件費もこの中に入っているものですから、職員の人件費、審査する人件費、そういったものについては消費税等はかかっていない部分もありますし、単純に全部が全部8%かかっているということではなくて、この内訳の中で8%かかっているものと、消費税がかからないものがあるということです。

○中村努委員 そうするとかなり影響額は改正前のより少ないと思うんだけど、例えば3万4,000円掛ける1.02%にすると3万4,000円いくらになるんだけど、切り捨てだったら3万4,000円じゃないのかな、という。

○**建築住宅課長** 説明を勘違いしました。この内訳が県に準じているものですから、特別そこまで突っ込んでという言い方は大変失礼ですが、詳しく内訳を見ていなくて、あくまでも同じ松本平の中で、うちの審査するものということで県に準じてということになっております。

○**中村努委員** ではこれは、(3)の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い手数料を改めるってということとは違うということですか。

○**建築住宅課長** 基本的には消費税の税率に伴うんですが、全部が全部単純に消費税だけを上げている部分じゃなくて、さっき中村委員おっしゃるように、単純に2%以上に上がっているじゃないかというところについては、多少なりとも人件費の人工計算の中で変わっている部分はあるかもしれません。

○**中村努委員** 言ってることはわかるんですが、そうすると概要の書き方が違うと思うんですね、それだけじゃないので。

○**建築住宅課長** 先ほど1,000円未満切り捨てという中で、例えば3万4,900円だった場合、8%で計算したときに、900円分を切り捨てると。今回、例えば3万5,100円だった場合については100円切り捨てという形になりますので、その差額は200円というような形になるかと思っておりますので、その切り捨て分を1,000円未満が900円だったのか、例えば1円だったのかによって、切り捨ての中で、端数が幾らだったかによって変わってくる部分が、例えば3万4,999円だった場合に、前回は990円を切り捨てて3万4,000円になったんだけど、今回3万4,999円を仮に10%に上げたとしても、3万5,000何がしになって、1,000円未満を切り捨てたとすると、3万5,000円になるというような形で。その細かいところまでは確認してないですけども、いずれにしてもそういった形で県のほうは算定しているというものになっています。

○**中村委員** 済みません、何回も。例えば3万4,000円掛ける1.02%を掛けると、3万4,680円なんですよ。切り捨てってことは3万4,000円じゃないんですか。消費税だけで言うと。

○**建築住宅課長** 前回3万4,000円、5%から8%になった時に、仮にちょっと数値が定かなものじゃないですけど3万4,900円だったとすると、900円は切り捨てて、前回の改正では3万4,000円だったと。3万4,900円に対して、仮に2%増額すると、3万5,000、例えば100円とかになった場合については、今回は100円を切り捨てて3万5,000円になったというような形で切り捨ての部分が前回どのくらい切り捨てているかどうかによって、1,000円以上が上がりたり上がらなかったりということがあるということでございます。

○**牧野直樹委員** そのお金を出す割合の中身が、見直していったら違ったんで、もとになる表、お金を出す中身、さっきより人だとか何だかんだとかいろんな中身が変わってきて、それによって値段がもとの3万4,000円が下がったのかもしれない、中身を見直したために。それで、上げていったら3万5,000円になったと言えればそれでいいじゃん。計算で言っていけば絶対合わなくなっちゃう。

○**建築住宅課長** 基本的には大きくは、人工とか変わらなくて、消耗品とかそういったものについて計算して積み上げていったときに、基本的には消費税を見直しして8%で計算すべきものを10%で計算して積み上げたときに、1,000円以下を切り捨てたというような数値です。ですので、私、先ほど人件費の人工等を見直したという説明は間違いである可能性があります。

○委員長 算定基礎額が3万4,000円ではなくて、もともと3万4,000円になる前の算定基礎の数字に今回2%上乗せをした、それが3万5,000円を超えたか超えないかで今回決まっていると、そういうことではないですか。

○建築住宅課長 そのとおりでございます。済みません。

○委員長 そういう理解でよろしいでしょうか。ほかにございましたら、よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないということで、議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第20号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○委員長 続いて議案第20号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 議案第20号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料で説明をさせていただきます。102ページをお開きください。

1、提案理由、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

2、概要、今回の水道法改正によりまして指定工事業者の5年を期間として指定の更新制度が導入されます。それに伴い、指定工事業者の指定更新手数料を定めるものでございます。

3、条例の新旧対照表、これにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

4、条例の施行等、令和元年10月1日から施行するものでございます。

それでは、103ページの新旧対照表をお願いいたします。下線の部分が改正されるものでございまして、表の左側、改正案でございますが、徴収する手数料を規定しています給水条例第38条の中に第3号として指定工事業者の指定更新の際に徴収いたします指定工事業者指定更新手数料を追加するものでございます。以下、第4号から第10号までは、この追加による号ずれ等でございます。

次に第41条の2第1項の下線部分につきましては、水道法改正により引用する水道法施行令に条ずれが生じたことによる修正でございます。

おめくりいただき104ページをお願いいたします。手数料の徴収基準を定めた別表第4でございます。この表に指定工事業者指定更新手数料といたしまして、1件につき5,000円を徴収することとして定めるものです。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案第20号について質疑を行います。委員の皆さんからありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、なしということ、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第21号 塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する 条例

○委員長 続いて議案第21号塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明をお願いします。

○農政課長 それでは、資料105ページのほうお願いいたします。議案第21号塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

1、提案理由でございます。農地利用最適化推進委員の定数を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。

2、概要でございます。農地利用最適化推進委員の定数を12人とするものでございます。

3、条例の新旧対照表でございます。106ページ、次のページをお願いいたします。塩尻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の新旧対照表になります。現行のほう第3条、農地利用最適化推進委員の定数は7人とするを、7人を12人と改めるものでございます。

続けて107ページをお願いいたします。塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例新旧対照表になります。現行のほうの別表第2になります。会長月額8万5,800円、会長代理5万4,500円、委員3万4,200円、推進委員4万2,200円を左の表になります。会長7万8,800円、会長代理4万7,700円、委員3万5,400円、農地利用最適化推進委員3万5,400円、国の交付金の範囲内で市長が定める額として改めるものでございます。

105ページに戻っていただきまして、4番、条例の施行等になります。公布の日から施行し、在任中の農地利用最適化推進委員の任期満了日、来年の3月19日になりますが、その翌日から適用するものでございます。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑に入ります。委員のほうでございませんか。

○古畑秀夫委員 これ二、三年前に変えたと思うんですが、市によってはほとんど、前の農業委員の数と最適化委員というのができたと思うんですが、余り減らさなくてやってきたところもあったんだが、塩尻の場合はこんなに減らしてまたもとに戻すみたいな形に結果的にはなっているんですが、その辺の経緯というか、どうしてこんなに減らしちゃったのか。

○農業委員会事務局長 前回法改正があった際に、農業委員の数は19人ということで法律で決まっております。

て、最適化推進委員については、市の条例で定めるとなっております。その中で、最適化推進委員が実際に何をやるかというのを国がまだそこではっきり示していない部分もございまして、とりあえず各地区1人ずつ最適化推進委員を置きましょうということで、前は7人の推進委員さんを置いたという形でございます。実際に今の方たちがやっている中で、推進委員7人だけではとても、今各地区ごと以前の転用ですとか売買、権利はもとの関係の認可の主な仕事だったのが、今は農地の最適化のほうが、今度は以前の任意業務から必須業務となりまして、それぞれの地区にやはり細かく見るためには、推進委員さんが今の現状では足りないということで、今回このようにふやさせていただくという形となっております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○議長 改正前なんですけれども、例えば平成11年くらいの時点で女性の農業委員がない中で、やはり市民だとかいろんな声の中から、ゼロから4人に農業委員がふえまして、改正後も女性を残してはいただいていますけど全員ではないですが、今回こういったことで推進委員をふやすということにおいて、やはり適正な方がいらっしやれば女性もぜひ入れていただくようお願いをしたいと思うんですけど、その辺についてのお考えをお願いします。

○農業委員会事務局長 農業委員、推進委員につきましては、国のほうでも必ず女性を入れなさいという方針がございますので、できる限り女性の方、受けていただければお願いしたいと思っております。

○議長 よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

私のほうから1点よろしいですか。改正案のほうの年額のところに、国の交付金の範囲内で市長が定める額というのがあるんですが、これは国のほうで法律で決まっているということでよろしいか。それと、月額がみんな会長が8万5,800円から7万8,800円、それぞれ金額が微妙に下がっているんですが、これは人数がふえたから例えば総額で合わせるという配慮がこれに働いているかどうか、お聞きをいたします。

○農業委員会事務局長 国の交付金につきましては基準がございまして、活動実績ですとか成果の実績によって交付されるということになっております。金額につきましては、委員長さんのおっしゃるとおり、人数増加による一般財源に負担がかからないように、現在の金額と変わらない額に抑えるためにこの金額に下げたと。その分交付金を充てて、現在と同じ額になるようにしてお支払いをする。その財源につきましては、国からの交付金。

○委員長 国の交付金の範囲内で市長が定める額というところで調整を、これに見合う歳入が別に確保されているという捉え方でよろしいですか。実質は変わらないと、単価は、ということでよろしいですか。

○農業委員会事務局長 そうです。

○委員長 わかりました。ほかにございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了し、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なしということで、議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第21号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号 塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について

○委員長 続いて議案第26号塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○観光課長 議案第26号塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。議案関係資料113ページをお願いいたします。

こちらは、奈良井宿駐車場の指定管理につきまして、令和2年3月31日で指定管理期間が満了することに伴い、指定していくものでございます。

1、提案理由、塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要です。塩尻市奈良井宿駐車場の指定管理者に次の者を指定するものでございます。(1)施設の名称、塩尻市奈良井宿駐車場。(2)施設の所在地、塩尻市大字奈良井101番地11。(3)指定の相手方、塩尻市大字奈良井497番地3、奈良井区、代表者大矢喜久男さん。(4)指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。

○古畑秀夫委員 奈良井宿駐車場は駅前のところにもあるし、それから新しく駅の国道よりのところにできていますし、それからもう少し向こうの南に、権兵衛橋のところの駐車場、幾つかあるんですが、この指定はどこの部分になるわけでしょうか。

○観光課長 ただいまおっしゃられましたように、3カ所ございます。今回の指定管理につきましては、権兵衛橋を渡ったところ、デゴイチのある駐車場の部分になります。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 そのほかのところは、駅前にも管理している人いるような気がするが、あとの2つというのは、指定管理にはなっていないということですか。

○観光課長 指定管理にはなっておりません。また駅前の駐車場につきましては、奈良井区独自で運営していただいている駐車場となっております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

それでは、ないということで、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案27号 塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について

○委員長 議案第27号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。これについて説明を求めます。

○産業政策課長 議案第27号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について説明をいたします。議案書の関係ページ及び議案関係資料の114ページをごらんください。

1、提案理由でございます。提案理由は、塩尻インキュベーションプラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2、概要は、塩尻インキュベーションプラザの指定管理者に次の者を指定するものでございます。（1）施設の名称、塩尻インキュベーションプラザ。（2）施設の所在地、塩尻市大門八番町1番2号。（3）指定の相手方、塩尻市大門八番町1番2号、一般財団法人塩尻市振興公社、理事長田中速人。（4）指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。

初めに、現在の塩尻インキュベーションプラザの状況を説明いたします。9月1日現在、入居室13室のうち11の企業が入居しておりまして、11月中には13室が満室になる予定であります。平成19年1月に開設して以来、創業間もない企業や新規事業を展開するIT関係など37の企業の皆さんが入居してまいりました。この間の平均入居率は95.6%で推移をしております。また、8企業がオフィス入居期間満了後に塩尻市内に事業所を移転し事業を展開をしております。

このたびの指定管理者募集に当たりましては、これまで10年間塩尻市振興公社に指定管理を行っていただいておりますけれども、引き続き塩尻インキュベーションプラザの管理運営に民間事業者等のノウハウ等を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、公募方式によりまして指定管理者の募集を行っております。指定管理者選定審査会については7月2日に開催をいたしまして、プレゼンテーション、質疑、審査が行われ、塩尻市振興公社がこれまでの十分な実績があり、安定的な管理運営が期待できることから、候補者として選定をしております。指定管理に係る経費につきましては、現在とほぼ同額の年間1,746万6,000円であります。建築後12年以上経過し、施設の老朽化対策も課題であることから、指定管理を行う中で計画的にしっかりと対応してまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

1点だけ、済みません。7月にプレゼンテーションで決定というお話がありましたが、他の応募者というのは、そんな状況はいかがですか。

○産業政策課長 公募で行いましたけれども、応募は塩尻市振興公社1社のみでございます。

○委員長 それでも一応プレゼンは実施したということで。

○産業政策課長 プレゼンを実施をいただきまして、審査員7名による厳正な審査を経て選定をされております。

○委員長 わかりました。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑ないということで、これより自由討議を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第27号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第27号については、全一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号 市道路線の認定について

○委員長 続いて議案第28号市道路線の認定についてを議題といたします。この説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の115ページをお開きください。議案第28号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

提案理由ですが、市道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、3路線を認定するものです。3路線とも、開発行為に伴い帰属を受けた道路となります。

まず最初に、路線番号3572、路線名については、桔梗ヶ原国鉄2号線です。場所につきましては、116ページをお開きください。別図の1をごらんください。大門のききょう公園を北に向かって国道19号をくぐって左に行ったところとなります。前のページに戻っていただきまして、延長につきましては約138メートル、幅員は6メートルでございます。開発道路の構造物等は、道路の両側に自由勾配側溝が設置されております。あと雨水処理といたしまして1カ所の浸透ますが設置されてございます。区画数は11区画となっております。

次に路線番号3573、路線名渋川西線でございます。場所につきましては、117ページをごらんください。国道153号の泉町交差点の南の道路を入ったところとなります。ページ戻っていただきまして、延長につきましては約44メートル、幅員は6メートルでございます。開発道路の構造につきましては、道路両側に自由勾配側溝が設置されております。雨水処理につきましては、渋川へ放流をされております。区画数は7区画となっております。

次に路線番号4248、路線名九里巾30号線です。場所につきましては、118ページとなります。九里巾の交差点を東に入って協同組合の塩尻車検センターの西側のあたりとなります。ページ戻っていただきまして、115ページをお願いいたします。延長につきましては約51メートル、幅員は6メートルでございます。開発道路の構造物等は、道路両側に自由勾配側溝が設置されており、雨水処理として1カ所の浸透ますが設置されております。区画数は7区画となっております。

以下、参考でございますけれども、今回認定することによって、市道路線の数は3路線ふえて2,524路線、総延長は233メートル増加いたしまして89万5,213メートルとなります。説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長 それでは、議案28号について質疑を行います。皆さんから御質問ありますか。

○中村努委員 路線番号3572ですが、これ地図見ると、矢印の先が既存の市道と接道してないですが、どう

いう処理になるのでしょうか。

○建設課長 行きどまりとなっておりまして、その部分には4メートルで両側Tの字の形で回転ができるようになっている行きどまりの道路となっております。

○中村努委員 新しく造成されるところに入るにはこの道しかないということですか。

○建設課長 そのとおりでございます。

○中村努委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

ないということで、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので、議案第28号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第28号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。若干、数分早いですが、昼食の休憩に入らせていただきます。1時から再開をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時57分 再開

○委員長 若干予定より早いですが、行政側のほうではよろしいですか。いいですね。全員おそろいでありますので、若干早いですが、休憩を解いて午後の審査を再開いたします。

議案第29号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8土木費

○委員長 では、議案第29号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費につきまして、これを議題といたします。この説明を求めます。

○農政課長 それでは、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費からお願いいたします。ページのほうは20ページ、21ページになります。一番上の白丸、畜産振興事業費650万円の金額でございます。負担金補助及び交付金の、食料産業6次産業化交付金で予定しておりました株式会社燈り屋の鶏舎建設事業補助金650万円につきましては、当事者より事業の先送りのため今年度は申請しないとの申し出があったために事業費を減額するものでございます。

次の白丸、有害鳥獣駆除対策事業は森林課になるために後で林業費と一緒に説明させていただきます。

それを飛ばしまして次の、6目農地費をお願いいたします。白丸、土地改良事業、設計委託料1,309万円の増額でございます。場所は、宗賀本山地籍の国道になります。国道19号を奈良井からきますと、本山宿に入るところがありますけれども、その国道のバイパス工事、昭和47年度の国道バイパス工事のときに補償工事で

かけられた農業用水路の橋があります。平成29年度にその横にあります市道の道路橋と同時に、目視と打音検査による点検を行ったところ、その水路橋の地桁部よりクラックと一部漏水が見られたことによりまして、4段階判定のうち3判定となりました。一応3判定というのが、5年ごとの次回点検までには改善策を講じることということになっておりまして、一応国道と県と調整しておりましたが、今回農林水産省の地域防災機能増進事業で水路橋の耐震等の詳細な調査費として補助対象額1,300万円が国費10分の10で採択となったため、端数の負担金9万円を含めて増額をお願いするものでございます。

次の白丸、ため池耐震事業、設計委託料336万6,000円の増額でございます。平成30年7月の西日本豪雨災害により、防災重点ため池の定義が見直しになりました。東日本大震災後に市内3カ所でありました防災重点ため池、一応大きなため池がその3カ所、沓沢湖、みどり湖、小坂田池とって大規模なものが防災重点ため池という形になっていたんですが、西日本豪雨災害の後は大小にかかわらず小さいものも人家等下流にあれば防災重点ため池にしたいというようなことが言われまして、その見直しを行っております。それが36カ所にふえてございました。そうした中、県より緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、ため池のハザードマップの作成を下さいという要請がありまして、ことしも4カ所のため池のハザードマップの作成を行うための設計委託料を増額するものでございます。補助対象額330万円は国費10分の10となります。消費税等端数含めた官費を入れまして336万6,000円の増額をお願いするものでございます。とりあえず、予定の4カ所は、東山ため池、東山2号ため池、本山ため池、北小野の竹ノ入ため池を予定してございます。私からは以上です。

○**森林課長** 同じく6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金であります。2つ目の白丸、有害鳥獣駆除対策事業、有害鳥獣駆除対策協議会負担金299万8,000円の増額であります。これにつきましては、大型獣の1頭当たりの駆除費をニホンジカ、イノシシは2,000円増の1万2,000円、ニホンザルは3,000円増の1万3,000円にそれぞれ増額するものであります。本年駆除状況であります。ニホンザル、イノシシは本年度の駆除頭数8月末時点で、それぞれ昨年の年間駆除頭数を上回っている状況であります。また被害対策を求める強い住民要望がふえていること、それから豚コレラ蔓延防止対策としてイノシシの捕獲も求められていることから、狩猟者の意欲向上を図り、駆除体制をより一層強化し農作物の被害拡大防止と市民生活の安全性の確保を図るために負担金を増額するものであります。

続きまして、2項林業費1目林業総務費の13節委託料であります。林業対策事業の森林づくり推進支援金事業委託料の1,550万円の増額であります。これは松くい虫対策の松保存木処理にかかわる委託料であります。概要につきましては、本年度の被害状況であります。8月末で86カ所となっております。前年同期約1.2倍、また処理費におきましても約1.4倍というふうになっております。これに基づき本年度の決算見込額を2,550万円と推計いたしまして、1,550万円の増額をお願いするものです。私からは以上です。

○**観光課長** 私からは7款商工費1項商工費5目観光費の補正について御説明を申し上げます。21ページ、観光振興事業、臨時作業員賃金51万5000円の増額について御説明を申し上げます。こちらは、塩尻木曽フィルムコミッションの事業の休止に伴い、市が直接フィルムコミッション事業を行うことになったことよって発生したものでございます。檜川地域における支援体制、特に撮影等のオファーが多い地域ということで、地元の方に支援をお願いしていくための臨時作業員賃金となっております。

次の白丸、観光施設整備事業、観光施設整備工事318万4,000円の増額につきましては、インバウンド対応として地元要望が高い奈良井の駅前のトイレの改修を行うものでございます。こちらの財源につきましては、国の補助金を2分の1、また地元からの負担で残りの2分の1を御負担いただく形になっております。

続きまして、広域観光推進事業でございます。信州まつもと空港利用促進負担金139万円の増額につきまして御説明を申し上げます。10月27日、就航が始まります神戸線の利用の促進に向けまして、PR等の費用として総額828万2,000円を地元利用促進協議会で負担することとなりました。そのうち139万円を負担割合に欲して塩尻市が負担するものでございます。私からは以上でございます。

○建設課長 それでは22、23ページをお願いいたします。追加資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長 許します。よろしく申し上げます。

○建設課長 それでは、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、説明欄の1つ目の白丸、道路維持改良事業、黒ボツの測量設計調査委託料200万円の補正となります。これにつきましては、8月6日の常任委員会の協議会において報告をいたしました7月5日に観音寺跨線橋の床版からコンクリート片が線路敷きに落下したことに伴い、8月1日に緊急の橋梁点検と床版部のコンクリートのたたき落としを委託したものでございます。緊急点検及びたたき落とし160万円、JR東海への管理委託料として40万円の計200万円を計上したものでございます。

次の白丸、道路維持補修事業、黒ボツの維持応急工事1,500万円の補正となります。お配りした資料の2ページから5ページとなっております。対象は、側溝の破損修繕、あと雨水のマンホールポンプが1台故障したことに伴いまして、その1台を更新するもの、あとは土どめ工となっております。側溝につきましては280メートル、雨水ポンプ1機、土どめ工1カ所となっております。

その下の白丸、交通安全施設整備事業、安全施設整備設置工事400万円の補正となります。お配りした資料の6ページでございます。広丘駅からスカイブリッジを越えて、広丘東通線に突き当たったTの字の交差点に信号機を設置することに伴い、写真2のコーンの撤去、路面標示の消去と新設、また横断歩道を別の箇所に、手前にあるものをその交差点に移すということの標示を行うものでございます。なお、信号機につきましては、長野県公安委員会で設置をしてもらうものとなっております。

同じく、2項道路橋梁費の3目道路新設改良費、説明欄の白丸、道路施設長寿命化改修事業につきましては、工事委託料3,500万円の減額補正をし、その下の黒ボツ、市道新設改良工事へ3,500万円を増額する予算の組み替えを行うものでございます。今回の予算の組み替えにつきましては、繰越事業として行っておりました桔梗大橋の補修工事を実施したところ、当初設計では床版の補修の面積が約5%で補修が必要として設計をしたところでございますが、舗装を剥ぎ取りコンクリート部分及び鉄筋の直接目視等で調査した結果、約30%の補修が必要となり、工事費の増額をしなければならないことなどにより委託料から組み替えをするものでございます。私からは以上でございます。

○都市計画課長 続きまして、4項都市計画費2目公園管理につきまして御説明をいたします。白丸、公園管理諸経費につきまして、すぐ下のボツ、公園再整備費用分析業務委託料355万3,000円の増額につきましては、さきの議員全員協議会で御説明いたしました小坂田公園の再整備に当たり、国の社会資本整備総合交付金の都市公園ストック再編事業を来年度から事業採択を受けるために必要な費用対効果を算出する業務について、委

託料として計上したものでございます。

次に6目市街地活性化事業費につきまして、御説明をいたします。白丸、まちなか居住推進事業につきまして、すぐ下のポツ、優良建築物等整備事業補助金121万2,000円の増額につきましては、現在、下の跡地に進めています有料建築物等整備事業に係る国庫補助金の内示額が増額となったことから、補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑に入ります。委員のほうからございましたら。

○古畑秀夫委員 きょうの補正と直接かかわるわけではないんですが、例の台風15号によって、千葉県が大変な被害を受けて、いまだに4万戸が停電しているというようなことが報道されておまして、特に木が倒れて道路を塞いだり、いわゆる電線を切ったりというようなことで、なかなか復旧が進んでいないというようなことでございますので、塩尻市の場合も、国道、県道なり、市道のかかわりの部分で道路を塞いでしまうというような木もあちこち見られますし、それから電線の際にたくさん木があって、台風など来たときに被害を受けるっていうような状況も見られますので、中電だけに任せておくのではなくて、やはり、市としても見て、特に木の種類によっても違いまして、アカシアなんかっていうのは、本当に根の張りが悪くて、四、五十年たつとみんな少しの風でも倒れてしまうみたいなことが、今までも起きておりますし、そういうことを考えながら、今度の千葉県のああいっただ台風被害のことも考えて、今後検討したり、今後の部分で対策を練っていく必要があるというふうに思うわけですが、その辺の考え方なんかについてお聞きしたいと思います。

○建設課長 中電等のところに線に木が倒れたということにつきまして、危機管理課のほうで日付はわからないんですけども、中電等と協定を結びました。中電と協力して、そういうものは協力体制でやっていくっていうようなことの協定を取り交わしてございます。また、民地にあるような木なものですから、私どもで倒れる前に本当は切れればいんですけども、ちょっとそういうことは民地のほうもあるものですから、そういう対応はできないんですけども、危ないようなところが発見された場合には、個人の方と御相談しながら、市のほうでも対応していくようなことも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○古畑秀夫委員 道路の関係も国道であれば国への要請となったりっていうような形なり、県道なら県へということになると思うけれども、そういったところも見受けられるところもあるので、それぞれ、国なり県、また、市は市道として自分たちで、大きな危ないような木というのは、事前にわかりにくいかもしれないけれど、見て、点検して、できる限り大きな被害になって、もう10日以上も停電になったり、通行どめになったりみたいな形で、そういうことがあってなかなか復旧しないということで、断水もそのような形で電気が通じないもので断水になっているとか、そのようないわゆる生活インフラが本当にめちゃくちゃになっている状況ですので、ぜひそういうことも含めて対策をお願いしたいと思います。要望で。

○委員長 要望でよろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 私のほうから関連で、私も全く同感で、特に木曾の19号沿い、国道のほうでも伐採をするんですが、今、非常に危ない、私たち素人の目から見ても危ないものがあるので、この市域にあります県道も含めた道路災害が予想されるものについては、早目に調査をして、関係団体に要請をしていくっていうことが私、本当に必要じゃないかなと、小さく済ませるためにぜひ、取り組みをしていただきたいなと私のほうからも要望とさせてい

たきます。

ほかにございましたら。

○中村努委員 21ページの森林づくり推進支援金事業ですが、これは市の単費ですけれども、これは、国とか県の補助金の制度っていうのはないわけですか。

○森林課長 これは、長野県の森林づくり県民税の対象事業でありまして、森林づくり推進支援金というものが財源として一部当てられるようになります。

○中村努委員 県の財源がっていうと、この財源内訳が一般財源になっているけれど、どう見ればいいんですか。

○森林課長 担当の係長から答弁させていただきます。

○森林資源活用係長 こちら、松くい虫の枯損木対策につきましては、国の補助が二通りあります。国の補助が一旦、県におりまして、県で分配して市町村に振り分けられるといった形で交付されております。当初でいきますと、115万円程度、既に交付の決定を受けておりますし、今後、二次要望、三次要望もございますので、補助対象となり得るものにつきましては、手を挙げていきたいというふうに考えております。

○委員長 今の質問は、県費が入っているなら一般財源という財源ではおかしいのではないかという趣旨ですよ。

○中村努委員 そういうこと。

○森林資源活用係長 今回の増額分につきましては、今後、松くい虫被害の補助対象になれる部分につきましては、その部分も要望して、県に認められればその分が補助として入ってくるという形になっています。

○中村努委員 とりあえず市の単費で予算計上して、後で認められれば精算をするみたいな形になるわけですね。それで、長野県全体でこの辺だけでなく、これだけ広い範囲の松くい虫の被害が出ているという、やはり、国に援助してもらわないといけないようなことなんですが、その辺は今の説明にあったとおりの予算規模で十分足りているのでしょうか。国の制支援は。

○森林課長 担当の係長から答弁申し上げます。

○森林資源活用係長 国の支援または県の支援では、年々ふえておりますので、全て補助で賄えるといった被害量ではございません。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 では、補助では足りないということですね。要はね。やはり、これから先もっと、被害がふえることが想定されるんですけど、しっかりこの辺、それぞれの市町村が単独でやるのではなくて、ある程度の塊でしっかり国、県の支援が受けられるような働きかけっていうのを、ぜひお願いしたいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 続けて、23ページの小坂田公園の公園再整備費用分析業務委託ですけれども、これは、これからの社会資本整備事業で実際は整備するんですが、この費用分析のこのお金っていうのは、後からそこに含まれるのか、これだけは、単独でやらなければいけないのか、それはいかがですか。

○都市計画課長 これは、補助事業を行うために申請するために行う経費でして、純然なる単費という形で行う委託でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

私のほうから一つお願いしたいのですが、23ページの道路維持費のいわゆるお寺橋の、写真にもありますコンクリートの落下の、これは調査委託料がここに入っておりますが、これの実際の緊急の補修工事作業はどのような予定になりますでしょうか。

○建設課長 今、その点検結果につきましては、速報ではいただいておりますが、あす、正規なものがこちらに来ます。それで、JR東海のほうに9月末から10月の始めぐらいにいろいろなメロディー橋とか、そういった部分の東海のほうに委託をかけていかなければいけない、相談をしなければいけないことがかなりありますので、そのところで相談をいたしまして、今、コンサルと考えているのは、そのところにネット状のものを床版の下に置いて、仮に落ちない、大きなものでもそのところに落ちて、線路上に落ちないように今、JRと協議して、補修的なもの、維持的なものを行いたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。きょう、たまたま後ほど、現場を見に行こうということになっていますので、また、そのときにお話をいただければと思いますが、では、ネット対策っていうのを想定はしているということよろしいですか。

○建設課長 JRコンサル等との話で考えている中では、そういったものを設置をして、とりあえず、コンクリートを線路上に落とさないということをしていきたいと考えています。

○委員長 わかりました。ほかにございましたら。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 では、引き続き討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第29号については、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第29号につきまして、当委員会に付託された部分について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第33号 令和元年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第33号令和元年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊になりますが、議案第33号令和元年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。まず第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入では、水道事業収益を83万円増額して、18億5,932万5,000円に、支出では水道事業費用を161万8,000円増額して、15億7,601万7,000円にするものでございます。

次に第3条の資本的収入及び支出につきましては、支出では資本的収入を2,270万円増額して、9億1,614万7,000円にするものでございます。この補正によりまして、3条の本文中の鉤括弧内に記載してあ

ります、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額への補填財源の内訳を改正するものでございまして、鉤括弧、その不足する額6億6,892万9,000円を6億9,162万9,000円に、また、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,736万4,000円を3,942万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金4億2,751万4,000円を4億4,815万円にするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。説明明細書になります。それぞれの担当課長から説明をいたします。初めに収益的収入及び支出の3条予算でございます。11款1項3目3節他会計負担金の83万円の増額につきましては、消火栓1基の移設修繕による一般会計からの負担金の増額に伴い、補正するものでございます。私からは以上です。

○**上水道課長** それでは、10ページをお願いいたします。ここからは支出になります。21款1項1目原水及び浄水費23節修繕費をお願いいたします。宗賀の下平地区にあります減圧弁の修繕費といたしまして、319万円をお願いするものです。

続きまして、21款1項2目配水及び給水費23節修繕費をお願いいたします。危機管理課からの依頼によりまして、郷原地区で消火栓1基の移設工事といたしまして78万1,000円をお願いするものです。

○**経営管理課長** その下の消費税235万3,000円の減額につきましては、今回の補正により、納付する消費税額が減額となるため、補正するものでございます。私からは以上です。

○**上水道課長** 引き続きまして、11ページをお願いいたします。ここからは4条の支出になります。41款1項2目配水施設費20節委託料をお願いいたします。県の施工いたします奈良井川橋の地覆及び高欄の修繕工事がございまして、この工事に支障となります現在かかっております配水管、これにつきまして、撤去、また工事が終わった後、新設という形になりますので、その配水管の設計費といたしまして750万円をお願いするものです。また、贛川観音寺跨線橋の橋にかかっております配水管の橋のかけかえが今後予定されておりますけれども、その前段で仮設の工事、また、かけかえ後の配水管の施工ということで、配水管の設計費を400万円、今回お願いするものです。

続きまして、41款1項3目浄水施設費26節工事請負費をお願いいたします。施工から41年を経過しております上西条浄水場にありますが次亜塩の貯留槽ですけれども、1.8立米のタンクが2基ございますけれども、そこから漏水が今年度起こりまして、これの新しく貯水槽を制作また設置工事をしなければいけないということで、今回1,120万円の補正をお願いするものです。

○**経営管理課長** ページお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。水道事業予定損益計算書になります。損益計算書は3条予算に係る計算書で、税抜きで記載してございます。今回の補正により変更になった部分のみ申し上げます。まず一番上の営業収益ですが、他会計負担金の補正額83万円が増額となっております。2の営業費用でございますが、減圧弁修繕費と消火栓移設費の補正額の合計361万円が増額となっております。3を飛ばして4になりますが、4の営業外費用では、他会計負担金の83万円のうち、消費税相当額7万1,000円が増額となっております。この結果、中ほどの経常利益、それから下から4行目の当年度純利益、また一番下の当年度未処分利益剰余金につきましては、それぞれ285万1,000円の減額となっております。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑に入ります。質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 では、議案第33号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第33号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第34号 令和元年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 最後になります。議案第34号令和元年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊の議案第34号令和元年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。まず第2条の業務の予定量でございますが、公共下水道汚水管路整備事業につきまして、国庫補助の内定に伴い、1,031万8,000円を増額して、1億4,335万8,000円に定めるものでございます。

次に第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、支出では下水道事業費用を283万8,000円減額して、26億4,949万1,000円に補正するものでございます。次に第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入では資本的収入を3,380万円増額して、12億6,779万5,000円に、ページをおめくりいただき2ページになりますが、一番上の支出でございますが、資本的支出を4,851万8,000円増額して、22億7,000万8,000円にするものでございます。

1ページお戻りいただきまして、この補正により4条の本文中の鉤括弧内に記載してあります、不足額に対する補填財源の内訳を改正するものでございます。まず、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億8,749万5,000円を10億221万3,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,800万7,000円を3,084万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金6億4,917万9,000円を6億6,105万9,000円にするものでございます。

2ページ、次のページをお願いいたします。第5条の企業債につきましては、汚水管路整備事業の補正により、その財源である企業債の借入れ限度額を増額して、1,650万円増額して、7億3,040万円とするものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。説明明細書になります。それぞれ担当課長から説明をいたします。収益的収入及び支出の3条予算でございます。21款2項3目、消費税の283万8,000円の減額につきましては、今回の補正により納付する消費税額が減額となるため、補正するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の4条予算でございます。31款1項1目企業債の1,650万円の増額及びその下の2目国庫補助金の1,730万円の増額につきましては、下水道耐震化等推進事業及び公共下水道汚水管路整備事業に係る国庫補助金事業の内示額の変更に伴い、それぞれ補正す

るものでございます。私からは以上です。

○下水道課長 続きまして、説明明細書12ページをごらんください。41款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費20節委託料、公共下水道污水管路整備事業（他事業関連）、基本設計業務委託料、こちらに1,031万8,000円を計上するものであります。野村桔梗ヶ原土地区画整理事業が業務代行方式の作業が予定されておまして、事業スケジュールが前倒しの見込みであります。この整備エリア約13ヘクタールのエリアに新設される道路内に污水管と雨水管を予定しておりますので、その管渠の基本設計を行うものであります。

続いて、26節の工事請負費、公共下水道污水管路整備事業管渠工事費2,520万円に関してです。こちら社会資本整備総合交付金の追加内示を受けまして、吉田地区の圧送管2条化工事について、来年度施工予定箇所を前倒しして、実施するものであります。

続いて3目処理場建設費20節委託料、下水道施設耐震化等推進事業、実施設計業務委託料1,300万円を計上するものであります。こちらも社会資本整備総合交付金の追加内示を受けまして、来年度以降実施予定でありました浄化センターの熱処理棟内部の継ぎ手部分の耐震化工事を実施設計を前倒しして実施するものであります。私からは以上です。

○経営管理課長 ページお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。下水道事業予定損益計算書になります。損益計算書は3条予算に係る計算書で、税抜きで記載をしてあるものでございますが、今回の補正による損益計算書に係る変更はございません。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑に入ります。各委員からありませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので、議案第34号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、異議なしと認め、議案第34号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託をされました議案は全て終了いたしました。

○委員長 行政側から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 行政側からお願いいたします。閉会中の継続審査についてでございます。本委員会所管の各事業部、大変重要な案件を抱えてございます。したがって、閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案件につきましては、委員長に御一任願いたい。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたり、御審査をいただきまして、提出を申し上げました全ての議案に対してお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただいた御意見、御要望等に関しましては、これからの行政あるいは予算編成、これから始まりますので、その中でしっかり議論をして生かしてまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 どうも御苦労さまでした。それでは、以上をもちまして、令和元年度9月定例会産業建設委員会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

午後1時44分 閉会

令和元年9月19日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印